

石狩川上流・天塩川上流 水防連絡協議会規約

(名 称)

第 1 条 当会は、石狩川上流・天塩川上流水防連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、石狩川上流水系及び天塩川上流水系において、洪水時等の際に、水防活動を的確、且つ迅速に実施できるよう、また、減災に関する取り組み等を通じて関係機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 協議会は次の事業を行う。

- (1) 重要水防箇所の周知に関する事。
- (2) 水防情報、水防警報、洪水予警報の連絡に関する事。
- (3) 合同の河川巡視に関する事。
- (4) 水防訓練に関する事。
- (5) 水防資材の整備状況に関する事。
- (6) 指定水防管理団体の協議会、水防計画に関する事。
- (7) 減災に関する取り組みに関する事。
- (8) その他。

(組 織)

第 4 条 協議会は、別表－1 に掲げる関係機関をもって組織する。

- 2 この協議会に、委員会、幹事会及び部会を置く。
- 3 事業を行うにあたり、別に定める減災対策委員会及び減災対策幹事会を置くものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	委員	若干名
幹事長	1名	幹事	若干名	部会長	2名

(会長及び副会長)

第6条 会長は、協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。

(委員及び委員会)

第7条 委員は関係機関の長並びに担当部局長をもってあてる。

- 2 委員会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第8条 幹事長は会長の下にあって幹事会を運営し会務を処理する。

- 2 幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路担当）をもってあてる。

(幹事及び幹事会)

第9条 幹事は別表－2に掲げる関係機関の担当者をもってあてる。

- 2 幹事会は必要に応じ幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
- 3 幹事会の事業は委員会に報告し、その承認を受ける。
- 4 幹事長は委員会の承認を受けたのち、すみやかに地方部会に通知し、その指導にあたるものとする。

(部会長)

第10条 部会長は地方部会を運営し会務を処理する。

- 2 部会長は旭川河川事務所長、名寄河川事務所長とする。
- 3 部会長が不在となったとき、部会長代行を幹事長が指名する。

(地方部会)

第11条 地方部会は別表一3に掲げる関係機関の担当者をもって組織する。

- 2 部会長は必要に応じ、地方部会を招集し、協議会の目的達成のための事業の実施を行う。
- 3 部会長は、事業の実施にあたり、計画書を作成し幹事長に報告するものとする。
- 4 部会長は部会事務の運営の経過等について、幹事長に報告するものとする。

(事務局)

第12条 委員会、幹事会の事務局は、旭川開発建設部治水課に置く。

- 2 地方部会の事務局は、旭川河川事務所、名寄河川事務所に置く。

(雑 則)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項については協議会の決定による。

(付 則)

この規約は、昭和57年7月21日から施行する。

この規約は、平成14年4月19日から施行する。(改正)

この規約は、平成21年5月1日から施行する。(改正)

この規約は、平成22年4月26日から施行する。(改正)

この規約は、平成24年4月25日から施行する。(改正)

この規約は、平成26年5月1日から施行する。(改正)

この規約は、平成27年4月27日から施行する。(改正)

この規約は、平成28年5月27日から施行する。(改正)

別表-1

協議会構成機関名

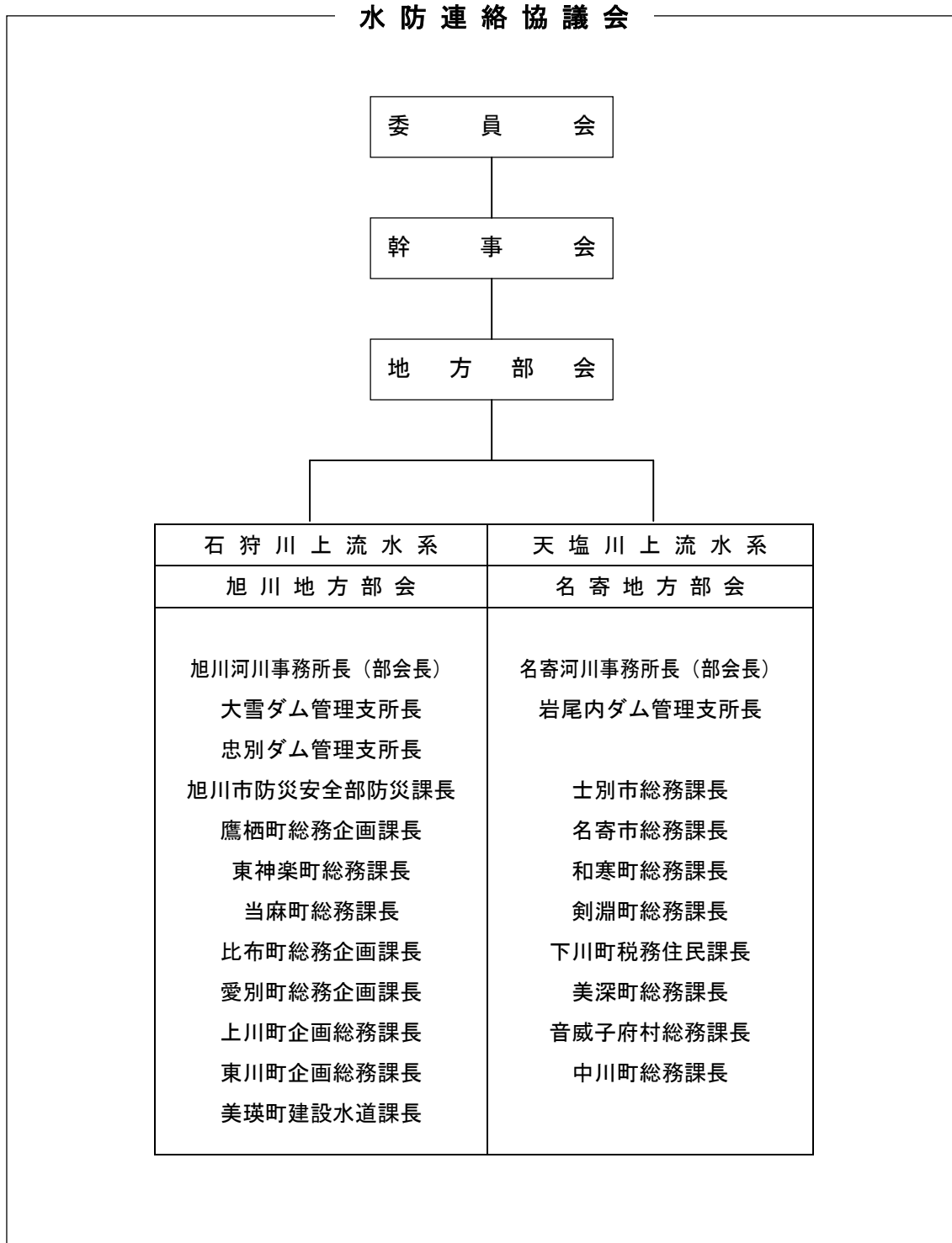
- ・ 旭川開発建設部
- ・ 旭川地方気象台
- ・ 上川総合振興局
- ・ 旭川建設管理部
- ・ 北海道警察旭川方面本部
- ・ 陸上自衛隊第二師団

- | | |
|--------|---------|
| ・ 旭川市 | ・ 士別市 |
| ・ 鷹栖町 | ・ 名寄市 |
| ・ 東神楽町 | ・ 和寒町 |
| ・ 当麻町 | ・ 剣淵町 |
| ・ 比布町 | ・ 下川町 |
| ・ 愛別町 | ・ 美深町 |
| ・ 上川町 | ・ 音威子府村 |
| ・ 東川町 | ・ 中川町 |
| ・ 美瑛町 | |

石狩川上流・天塩川上流 水防連絡協議会役員一覧

関係機関	委員会	幹事会
旭川開発建設部	旭川開発建設部長(会長)	旭川開発建設部次長 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 防災対策官 旭川河川事務所長 名寄河川事務所長 大雪ダム管理支所長 忠別ダム管理支所長 岩尾内ダム管理支所長
旭川地方气象台	旭川地方气象台長	旭川地方气象台防災管理官
上川総合振興局	上川総合振興局長(副会長)	上川総合振興局地域創生部地域政策課長 旭川建設管理部用地管理室維持管理課長 旭川建設管理部事業室治水課長
北海道警察旭川方面本部	北海道警察旭川方面本部長	北海道警察旭川方面本部警備課長
陸上自衛隊第二師団	陸上自衛隊第二師団長	司令部
市町村	旭川市長 鷹栖町長 東神楽町長 当麻町長 比布町長 愛別町長 上川町長 東川町長 美瑛町長 士別市長 名寄市長 和寒町長 剣淵町長 下川町長 美深町長 音威子府村長 中川町長	旭川市防災安全部防災課長 鷹栖町総務企画課長 東神楽町総務課長 当麻町総務課長 比布町総務企画課長 愛別町総務企画課長 上川町企画総務課長 東川町企画総務課長 美瑛町建設水道課長 士別市総務課長 名寄市総務課長 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町税務住民課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長
事務局	旭川開発建設部 治水課	

石狩川上流・天塩川上流 水防連絡協議会構成図



石狩川上流・天塩川上流減災対策委員会 設置要領

（名称）

第1条 この会議は、「石狩川上流・天塩川上流減災対策委員会」（以下「減災対策委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 この減災対策委員会は、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川上流・天塩川上流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、石狩川上流・天塩川上流水防連絡協議会規約第4条第3項に基づき設置するものである。

（減災対策委員会）

第3条 減災対策委員会は、別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 減災対策委員会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。
- 3 会長は、減災対策委員会の事務を掌理する。
- 4 会長は、第1項によるもののほか、減災対策委員会の同意を得て、必要に応じて別表－4の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。
- 5 減災対策委員会は、必要に応じて水系毎に「石狩川上流減災対策委員会」及び、「天塩川上流減災対策委員会」として開催することができる。

（実施事項）

第4条 減災対策委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。
- 3 取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（減災対策幹事会）

第5条 減災対策委員会に減災対策幹事会を置く。

- 2 減災対策幹事会は、別紙－4の職にある者をもって構成する。
- 3 減災対策幹事会に幹事長を置き、幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路）をあてる。
- 4 幹事長は減災対策幹事会の事務を掌理する。

- 5 減災対策幹事会は、減災対策委員会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策委員会に報告する。
- 6 幹事長は、第2項によるもののほか、減災対策幹事会の同意を得て、必要に応じて別表-4の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。
- 7 減災対策幹事会は、必要に応じて水系毎に「石狩川上流減災対策幹事会」及び、「天塩川上流減災対策幹事会」として開催することができる。

（会議の公開）

第7条 減災対策委員会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 減災対策幹事会は原則非公開とし、減災対策幹事会の結果を減災対策委員会へ報告することにより公開と見なす。

（減災対策委員会資料等の公表）

第8条 減災対策委員会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策委員会の了解を得て公表しないものとする。

2 減災対策委員会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 減災対策委員会及び、減災対策幹事会の事務局は、石狩川上流・天塩川上流水防連絡協議会規約第12条に基づく事務局とする。

2 減災対策委員会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 減災対策幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、減災対策委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、減災対策委員会で定めるものとする。

（附則）

第11条 本要領は、平成28年5月27日から施行する。

別表－４

石狩川上流・天塩川上流 減災対策委員会

関係機関	減災対策委員会	減災対策幹事会
旭川開発建設部	旭川開発建設部長(会長)	旭川開発建設部次長 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 防災対策官 旭川河川事務所長(石狩川上流水系) 名寄河川事務所長(天塩川上流水系) 大雪ダム管理支所長(石狩川上流水系) 忠別ダム管理支所長(石狩川上流水系) 岩尾内ダム管理支所長(天塩川上流水系)
旭川地方気象台	旭川地方気象台長	旭川地方気象台防災管理官
上川総合振興局	上川総合振興局長	上川総合振興局地域創生部地域政策課長 旭川建設管理部用地管理室維持管理課長 旭川建設管理部事業室治水課長
北海道警察旭川方面本部	北海道警察旭川方面本部長	北海道警察旭川方面本部警備課長
陸上自衛隊第二師団	陸上自衛隊第二師団長	司令部
石狩川上流水系 市町村	旭川市長 鷹栖町長 東神楽町長 当麻町長 比布町長 愛別町長 上川町長 東川町長 美瑛町長	旭川市防災安全部防災課長 鷹栖町総務企画課長 東神楽町総務課長 当麻町総務課長 比布町総務企画課長 愛別町総務企画課長 上川町企画総務課長 東川町企画総務課長 美瑛町建設水道課長
天塩川上流水系 市町村	士別市長 名寄市長 和寒町長 剣淵町長 下川町長 美深町長 音威子府村長 中川町長	士別市総務課長 名寄市総務課長 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町税務住民課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長
事務局	旭川開発建設部 治水課	